

# 第1章 計画策定の基本的な考え方

## 1 計画策定の背景と目的

近年の農業を取り巻く環境は大きく変化しており、農業従事者の高齢化、担い手の減少や後継者不足、耕作放棄地の増加など数多くの課題があります。その一方で、農業が担う重要な役割である農産物の供給のほか、環境の保全や防災機能、緑地による景観の創出など、農業・農地の有する多面的機能の重要性が認識されてきております。

国においては、令和2年(2020年)に「新たな食料・農業・農村基本計画」が策定され、人口減少が本格化する社会の中で、食料・農業・農村の持続性を高めながら、農業の成長産業化を進める「産業政策」と、多面的機能の発揮を図る「地域政策」を両輪として進めることを、基本的な考え方としました。

また、平成27年(2015年)に「都市農業振興基本法」が成立し、翌年には「都市農業振興基本計画」が策定されました。この基本計画では都市農地の位置づけが、これまでの「宅地化すべきもの」から都市に「あるべきもの」へと大きく転換されました。さらに、平成30年(2018年)には、「都市農地の貸借の円滑化に関する法律」が施行され、生産緑地\*の貸借の円滑化が図られるなど、都市農地の保全に向けた制度改正が進められています。こういった動向のなかで、越谷市においても都市農業の役割を見直し、引き続き持続可能な農業を推進していくことが望まれています。

越谷市では、平成15年(2003年)に「市民との協働による越谷農業の展開」を基本理念とする「越谷市都市農業推進基本計画」を策定しました。その後、平成23年度(2011年度)には「第2次越谷市都市農業推進基本計画」を策定し、基本理念「持続的に農業が行われる環境づくり」をもとに、農業経営の安定化、農地の保全・有効活用、農業経営を担う人材の育成、市民理解の向上の4つの基本方針を定め、その推進を図ってきました。また、平成27年度(2015年度)には、前期5年間の進捗状況や社会状況を反映し、後期5年間の推進事業の実効性を向上させるため同計画の「中間見直し」を行いました。

今回、「第2次越谷市都市農業推進基本計画」が令和2年度(2020年度)に終了することから、越谷市の農業の特性を活かしたさらなる農業施策を計画的に推進するため、令和3年度(2021年度)から令和12年度(2030年度)を計画期間とする「第3次越谷市都市農業推進基本計画」を策定します。



\* 生産緑地:市街化区域内的の農地について、良好な都市環境を確保し計画的な保全を図るため都市計画で決定した土地で、開発行為等が制限される

## 2 計画の位置づけ・計画の期間

### (1)計画の位置づけ

本計画は、「第5次越谷市総合振興計画」の部門計画として位置づけられ、また、将来の都市農業の施策の方向性をより具体的に示すものであり、農業を通じたまちづくりの展開により、将来都市像である「水と緑と太陽に恵まれたみんなが活躍する安全・安心・共生都市」の実現を目指すものです。また、「都市農業振興基本法」に規定する都市農業の振興に関する計画(地方計画)に位置づけることとします。

### (2)計画の期間

本計画は、令和3年度(2021年度)から令和12年度(2030年度)までを計画期間としています。なお、社会情勢等を注視しながら、計画の進捗状況を点検・評価し、必要に応じて計画の見直しを行います。

#### ◆COLUMN◆ ～新たな食料・農業・農村基本計画～

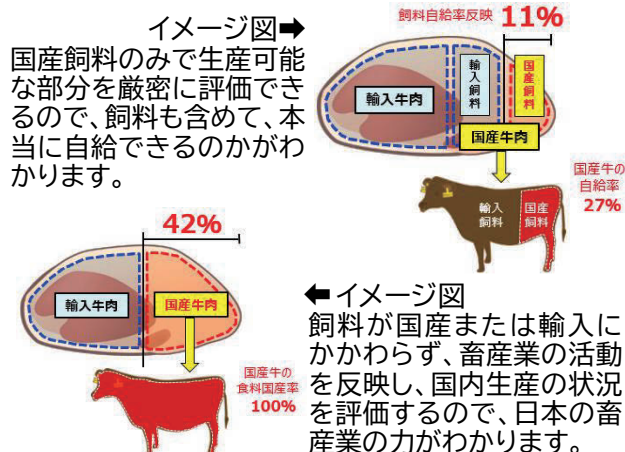
「新たな食料・農業・農村基本計画」では、施策推進の基本的な視点として、これまで位置づけられていたものに加え、近年の動向から「スマート農業の加速化と農業のデジタルトランスフォーメーションの推進」、「災害や家畜疾病等、気候変動といった農業の持続性を脅かすリスクへの対応強化」、「SDGsを契機とした持続可能な取り組みを後押しする施策」などがあげられています。

##### (食料自給率目標)

カロリーベース:37%(平成30年/2018年)  
→45%(令和12年/2030年)  
生産額ベース :66%(平成30年/2018年)  
→75%(令和12年/2030年)

##### (食料国産率目標)

カロリーベース:46%(平成30年/2018年)  
→53%(令和12年/2030年)  
生産額ベース :69%(平成30年/2018年)  
→79%(令和12年/2030年)



#### ◆COLUMN◆ ～都市農業振興基本計画と関連する法制度の改正～

##### ■都市緑地法等の一部を改正する法律

近年、都市内の農地が、身近に自然に親しめる空間として評価が高まっています。様々な役割を担っている都市の緑空間を、民間の知恵や活力をできる限り活かしながら保全・活用していくために都市緑地法等の一部を改正する法律及び関係政省令が、平成29年(2017年)6月15日に施行されました。都市農地の保存・活用として、「生産緑地地区の面積要件の引下げ」や「生産緑地地区における建築規制の緩和」、「特定生産緑地制度の創設」、「田園住居地域の創設」等といった生産緑地法等の改正も行われました。

##### ■都市農地の貸借の円滑化に関する法律

都市農地(生産緑地地区の区域内の農地)について、農地所有者以外の者であっても、意欲ある都市農業者等によって有効に活用することができるよう、都市農地の貸借の円滑化のための措置を法制度として整備しています。

具体的には、2つの貸借の仕組みで構成され、1つは、生産緑地を借りる者が自ら農業経営することを目的に貸借する仕組みであり、もう1つは、市民農園等の開設のために、区市町村、農地所有者、開設者となる企業等の三者の貸付協定に基づき、農地所有者と企業等の直接の貸借契約による都市農地の貸借の円滑化であり、都市農地を借りる者が、市民農園など公益目的で生産緑地を貸借する仕組みです。

### 3 第2次越谷市都市農業推進基本計画の成果

方針	中項目	H23/2011年	H24/2012年	H25/2013年	H26/2014年	H27/2015年	
<b>（方針1）</b> 首都近郊という地理的優位性を活かした都市農業の展開を支援する	<b>地産地消の推進</b>	◆地産地消推進事業 学校給食米生産奨励事業/学校給食における地場農産物の利用					
		◆農商工連携事業					
	こしがや地産地消推進フェア		まちを元気にする農と食		ねぎコン	越谷ねぎフェア	越谷ねぎの意見交流会 全国ねぎサミット参加
	<b>産地形成の促進</b>	◆農産物生産奨励事業					
		農産物放射性物質検査機器に係る助成			大雪被害を受けた経営体に対する助成		
	<b>高付加価値農業経営の支援</b>	◆農業環境衛生改善事業					
◆高収益農業推進事業							
集团的いちご観光農園整備構想策定		集团的いちご観光農園(第1工区)(越谷いちごタウン)の整備		越谷いちごタウン開園	来園者数 28,197人		
◆農業技術研究事業							
<b>（方針2）</b> 豊かな美りを生む農業の基盤を整える	<b>優良農地の保全・有効活用</b>	◆農地利用集積事業					
		大吉・向畑地区 測量、設計	農業振興地域整備計画に関する基礎調査	農業振興地域整備計画の全体見直し			船渡地区(第1期) 測量
			集团的いちご観光農園(第1工区)(1.9ha)		集团的いちご観光農園(第1工区)(育苗用地)(1.0ha)		
	大吉・向畑地区 基盤整備			大吉・向畑地区 (8.8ha)			
	<b>農業生産基盤などの整備</b>	◆農道整備事業					
		工事 L=128m	工事 L=406.3m	工事 L=126m	工事 L=112m	工事 L=133.3m	
◆かんがい排水整備事業							
工事 L=613.9m	工事 L=951.7m	工事 L=631.8m	工事 L=817.1m	工事 L=585.7m			
<b>（方針3）</b> 持続的に農業経営を担う人材を育成する	<b>担い手の確保・育成</b>	◆都市型農業経営者育成支援事業					
		H22より研修事業開始(いちご観光農園)	第1期3名が研修修了	第2期4名が研修修了	◆都市型農業経営		研修修了者・新規就農者へのフォローアップ
	◆越谷市特別認定農業者補助制度創設						
<b>（方針4）</b> 市民が農業を支える仕組みをつくる	<b>市民理解の向上</b>	◆農業・農村支援ネットワークづくり事業					
		荻島地区			新方地区		
		大袋地区					増林地区
		◆農業体験支援事業					
市民農園17農園 492区画	市民農園17農園 471区画	市民農園16農園 450区画	市民農園14農園 402区画	市民農園14農園 401区画			
◆各種農業関係イベント							

H28/2016年	H29/2017年	H30/2018年	H31・R1/2019年	R2/2020年	主な成果
※グリーン・マルシェの売上実績については後述参照					<ul style="list-style-type: none"> <li>■学校給食での越谷産米使用量 H23:170t(59%) R1 :249t(96%)</li> <li>■学校給食での地場農産物取扱品目数 H23:12品目、R1:14品目</li> </ul>
◆六次産業化推進事業		◆地場農産物利用促進事業			
農産物加工品の新規開発支援		レシピコンテスト 応募 103作品	レシピコンテスト 応募 99作品	レシピ(冷凍いちご) 考案 12作品	<ul style="list-style-type: none"> <li>■くわい・太郎兵衛もちの生産・消費拡大への支援</li> <li>■地場農産物の産地育成に対する支援</li> <li>■越谷ねぎ匠の会の設立・支援を開始</li> </ul>
		台風被害を受けた経営体に対する助成	台風被害を受けた経営体に対する助成		
来園者数 31,162人	来園者数 34,635人	来園者数 31,891人	来園者数 32,418人	来園者数 8,177人(令和3年2月末現在)	<ul style="list-style-type: none"> <li>■市内観光農園の面積 H23:16,761㎡ R1 :37,594㎡</li> <li>■越谷いちごタウン来園者数実績 H27:28,197人 R1 :32,418人</li> </ul>
船渡地区(第1期) 設計・基盤整備	船渡地区(第1期) (19.9ha)	西新井・北後谷地区 測量	西新井・北後谷地区 設計・基盤整備(23.6ha)	集团的いちご観光農園 (第2工区)(2.0ha)	<ul style="list-style-type: none"> <li>■農業振興地域整備計画全体見直しにより保全すべき優良農地の明確化(約444ha)</li> <li>■農地利用集積地域数・面積 4地区・63.6ha</li> </ul>
		船渡地区(第2期) 測量	船渡地区(第2期) 設計・基盤整備(6.4ha)		
工事 L=551.6m	工事 L=602.8m	工事 L=390.5m	工事 L=250m	工事=1,115m(予定)	<ul style="list-style-type: none"> <li>■農道整備事業工事・用地取得 ・工事L=2,700.5m(R1までの実績)</li> <li>■かんがい排水整備事業工事 ・農業用排水路L=8,751.9m ・緑道工事 L=565m (R1 までの実績)</li> </ul>
工事 L=1,521.4m	工事 L=1,286m	工事 L=1,879.3m	工事 L=465m	工事=2,046m(予定)	
安定化支援事業					<ul style="list-style-type: none"> <li>■いちご栽培の担い手が7名誕生</li> <li>■特別認定農業者の農業用機械購入を支援</li> <li>■ねぎ栽培の担い手が3名誕生</li> <li>■くわい栽培の後継者が1名誕生</li> </ul>
◆新規就農・農業後継者育成支援事業					
ねぎ研修(第1期) 2名が研修修了		ねぎ研修(第2期) 1名が研修修了			
		くわい研修(第1期) 1名が研修修了		新たな研修事業を開始(水稲)	
※H29からは対象を拡充し、畑作経営への支援も開始					<ul style="list-style-type: none"> <li>■農用地区域を有する6地区(荻島地区、大袋地区、新方地区、増林地区、出羽地区、大相模地区)にて農業を介した地域活動に対する支援</li> <li>■シンポジウムの開催</li> <li>■14小中学校で学校農園の活用支援</li> </ul>
市民農園13農園 376区画	市民農園12農園 339区画	市民農園11農園 325区画	市民農園11農園 325区画	市民農園9農園 281区画	

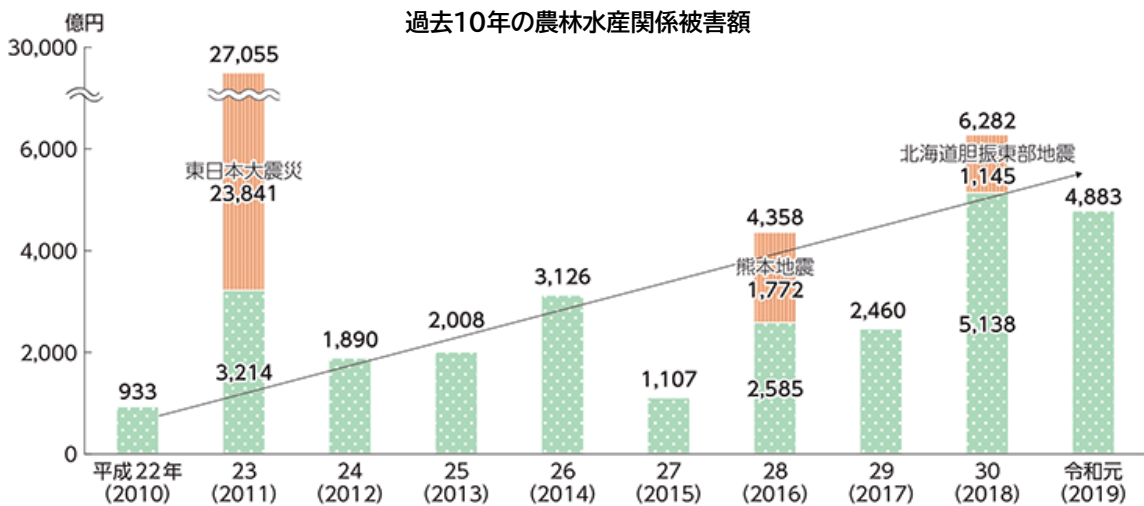
# 第2章 農業と食をめぐる社会動向と国の施策の方向性

## 1 農業経営について

### ①多発する自然災害への対応

平成30年(2018年)の7月豪雨や令和元年(2019年)の台風第15号及び第19号等において、農地の浸水、樹園地の崩壊、ため池の決壊等の甚大な被害が発生しました。また、平成30年(2018年)の北海道胆振東部地震では農地への土砂堆積や停電による生乳の廃棄、物流の停滞などの被害が発生しました。

国民の生命・財産を守る防災・減災、国土強靱化は、一層重要性が増しており、喫緊の課題となっています。そのための取り組みとして、農業水利施設の長寿命化及び耐震化対策や、耐候性ハウス等の導入支援が進められています。



資料：農林水産省  
注：令和2年(2020年)4月末時点

### ②スマート農業の推進

農業者の急激な減少による労働力不足が深刻化する一方、グローバルな食市場は急速に拡大しており、農業を活力ある産業へ成長させることが求められています。そのため、生産性の向上や規模拡大、作物の品質向上、新規就農者等への技術の継承など、高度な農業経営を実現するスマート農業技術の開発・普及が取り組まれています。

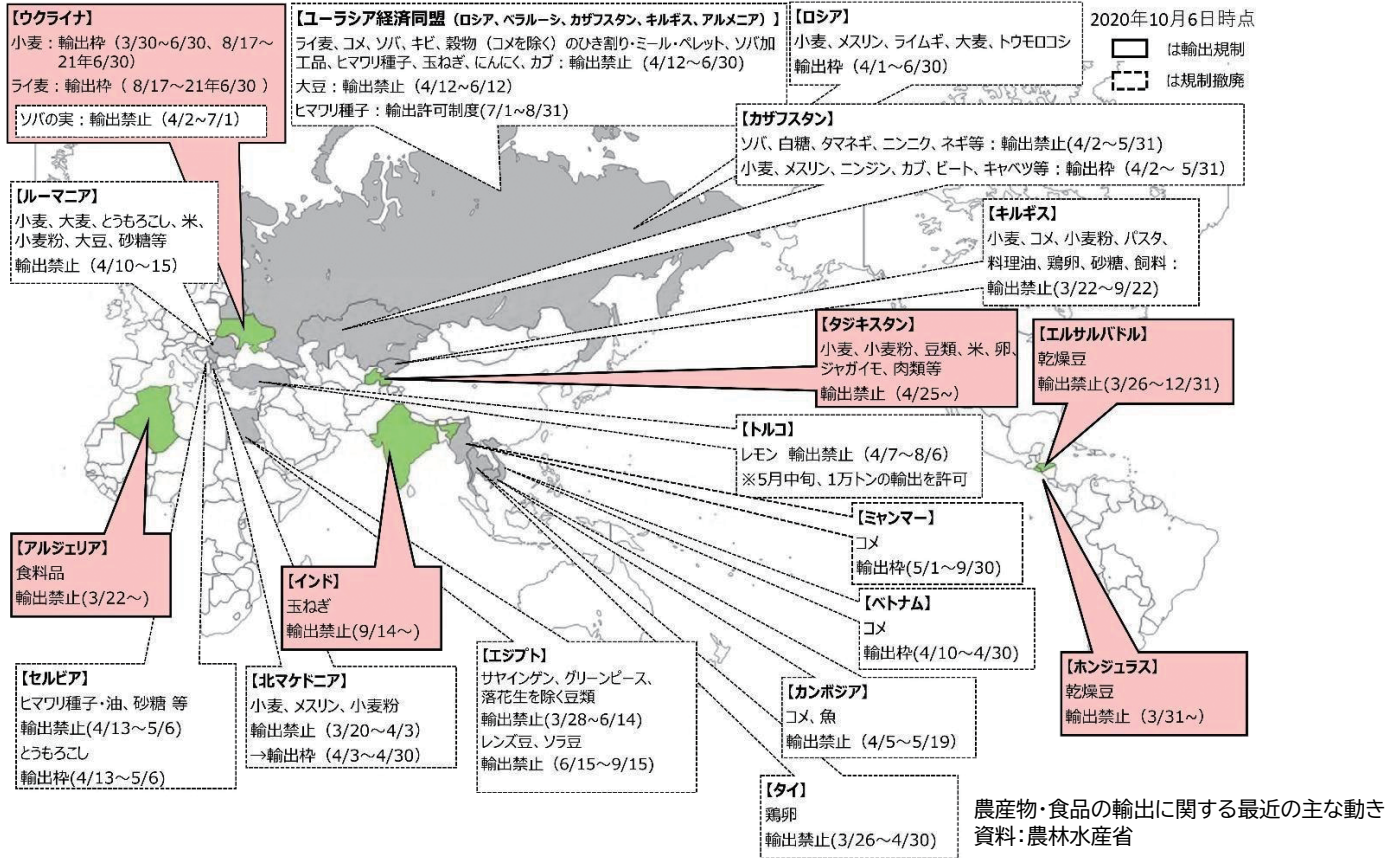


スマート農業技術の例(水田作)  
資料：農林水産省

### ③新型コロナウイルス感染症をはじめとする新たな危機等への対応

令和2年(2020年)に発生し、世界的に被害が拡大した新型コロナウイルス感染症とそれに伴う経済の悪化により、国内の第一次産業も需要減少や人手不足等の課題に直面しています。また、様々な国で農産物の輸出が規制されたことに加え、従来からの世界の人口増加等による食料需要の増大や、異常気象による生産減少により、世界の食料貿易にも影響が生じています。国際的な協力の必要性和同時に、国内の生産基盤の強化を求める動きが強まっています。

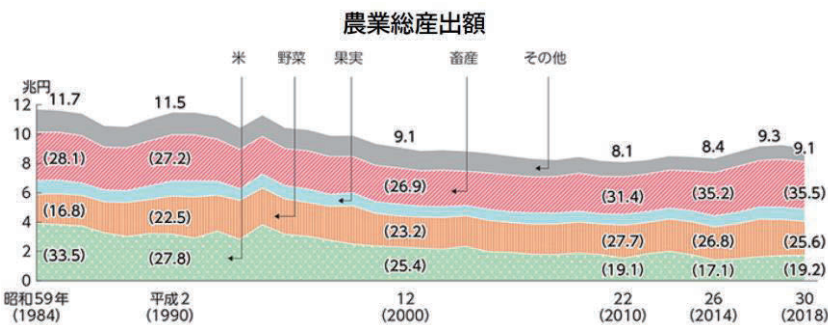
令和2年(2020年)現在、国は新型コロナウイルス感染症の影響を受ける農業者への支援策として、経営継続補助金の創設を始め、休業等により発生する未利用食品有効活用を図るためのフードバンクへの提供などを打ち出しました。



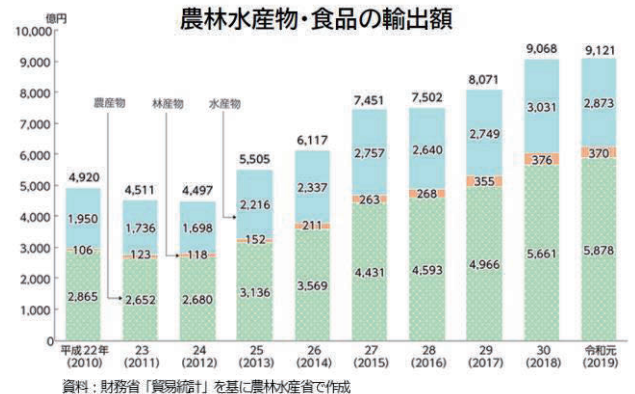
### ④農林水産物・食品の輸出増加

国の農業総産出額は、ピークであった昭和59年(1984年)から減少傾向が続いてきましたが、近年増加傾向にあり、畜産の割合が最も大きく35.5%、次いで野菜が25.6%、米が19.2%となっています。

また、農林水産物・食品の輸出額は、過去最高を更新し、令和12年(2030年)の5兆円目標達成に向けた取り組みが推進されており、増加率が大きい品目は、鶏卵、さつまいも、いちごがあげられます。輸出金額が多い国・地域は、香港、中国、米国であり、特に中国向け輸出額が大幅に増加しています。



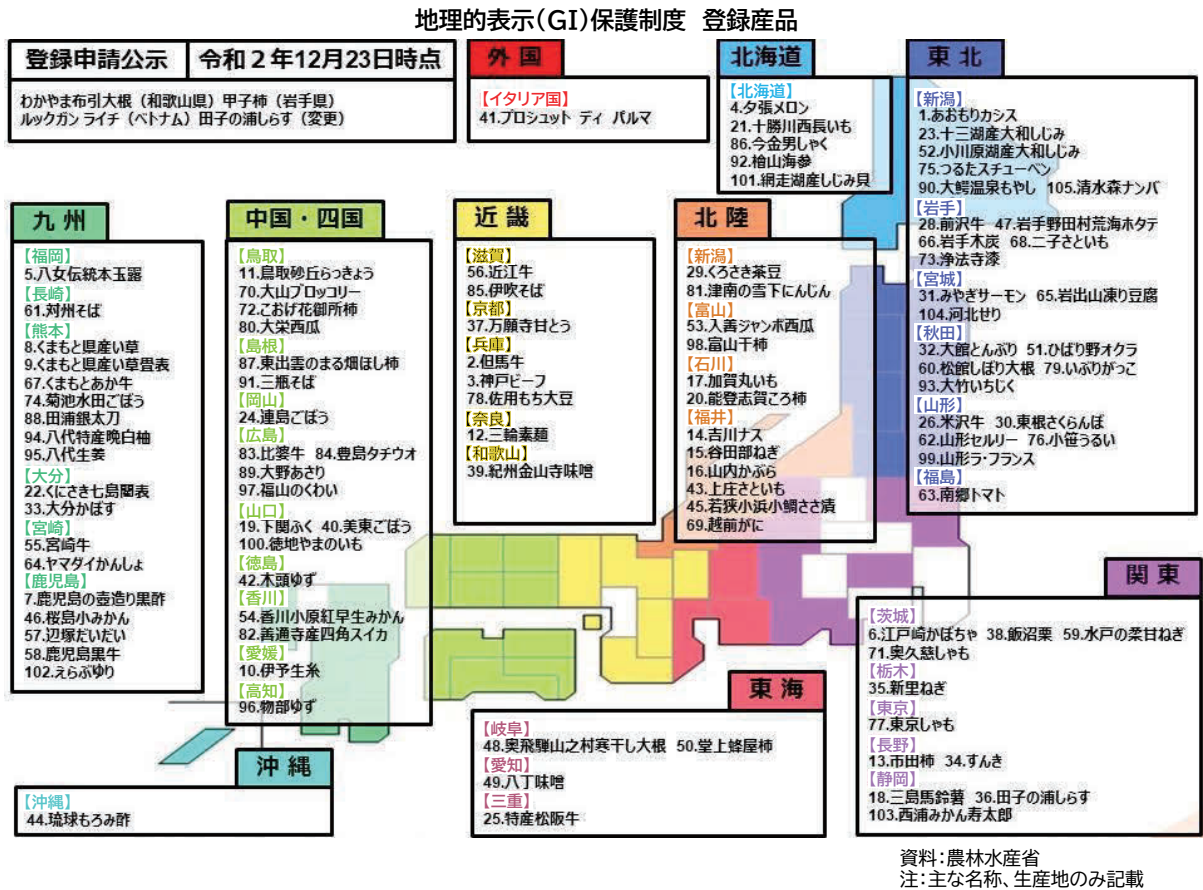
資料：農林水産省「生産農業所得統計」  
 注：1) その他は、麦類、雑穀、豆類、いも類、花き、工芸農作物、その他作物、加工農産物の合計  
 2) ( ) 内は、産出額に占める割合



### ⑤規格・認証・知的財産の活用

流通の広域化や国際化が進む中で、海外の商品との競争力維持や差別化、ブランド力の向上のためには、客観的な規格・認証制度や知的財産権の取得等により、自らの商品価値を証明し、守っていく必要があります。

国では、以前よりJAS(日本農林規格)や品種登録制度等が整備され、近年の状況に合わせて制度の改善が図られています。また、近年普及が進められているGAP(農業生産工程管理)やHACCP(危害要因分析・重要管理点)、平成27年(2015年)に開始された地理的表示(GI)保護制度を含めた規格・認証制度や知的財産制度を適切に活用することにより、農林水産物・食品の信頼性や価値の維持・向上を図り、国際市場における競争力を強化していくことが必要です。



### ⑥生産・加工・流通過程を通じた新たな価値の創出による需要開拓

6次産業化等の取り組みは、これまでも進められてきたところですが、近年はその質の向上と拡大に向けた戦略的推進(バリューチェーン\*の構築、各段階でのイノベーション\*、農観連携\*やバイオマス\*、再生可能エネルギー\*の生産、医福食農連携\*)や競争力の強化(新たな市場を創出、食品流通の効率化や高度化、生産性向上、環境問題等の社会的な課題への対応)が求められるようになってきています。

\* バリューチェーン:原料の段階から製品やサービスに至るプロセスで価値が付加されていくつながりのこと  
 \* イノベーション:モノや仕組み、サービス、組織、ビジネスモデルなどに新たな考え方や技術を取り入れて新たな価値を生み出し、社会にインパクトのある革新や刷新、変革をもたらすこと  
 \* 農観連携:農林漁業分野と観光分野とが連携し、農山漁村の魅力と観光需要を結びつける取り組みのこと  
 \* バイオマス:動植物から生まれた、再利用可能な有機性の資源のこと  
 \* 再生可能エネルギー:太陽光や風力、地熱といった「枯渇しない」「どこにでも存在する」「CO<sub>2</sub>を排出しない(増加させない)」特徴を持つエネルギーの総称をいう  
 \* 医福食農連携:機能的食品や介護食品の開発・普及、薬用作物の国内生産拡大、障がい者等の就労支援など医療・福祉分野と食料・農業分野とが連携した取り組みのこと

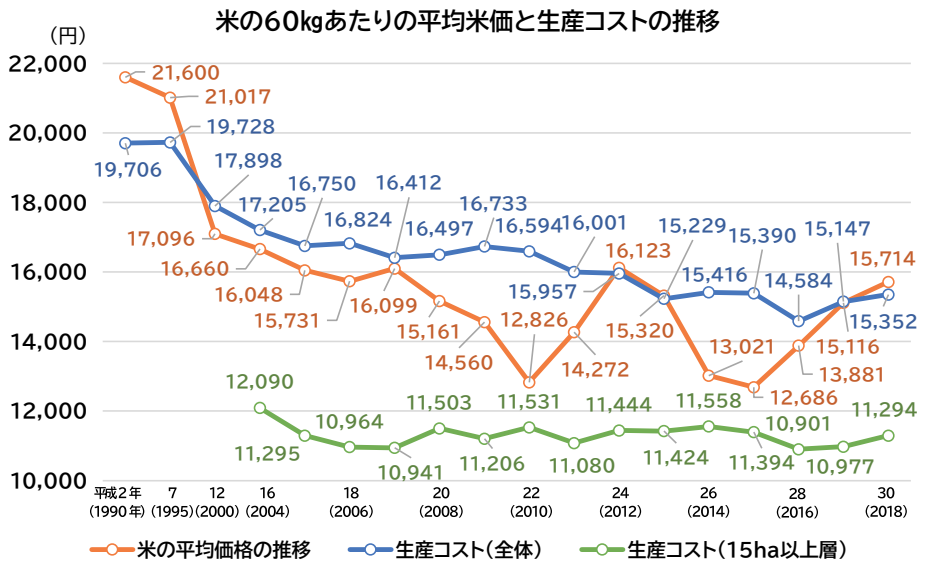
⑦主要農産物の動向  
(米)

外食・中食向けの需要は、主食用米の需要全体の3割を占めており、今後も堅調な需要が期待されています。生産者側としては、一般家庭向けの高価格帯中心の米を生産する意向が強い反面、外食・中食事業者では値頃感のある米を求める声も多くあり、ミスマッチが生じています。

なお、米の生産コストは、平成2年(1990年)産の全国平均は、19,706円/60Kgでしたが、平成30年(2018年)産は、15,352円/60Kgとなっており、生産コスト削減の成果がわかります。また、中～大規模農業者(15ha以上層)では、11,294円/60Kgと、全体と比較して、生産コストが削減されています。

しかし、平均米価も下落しており、近年は生産コストが平均米価を上回ることが多くなっています。

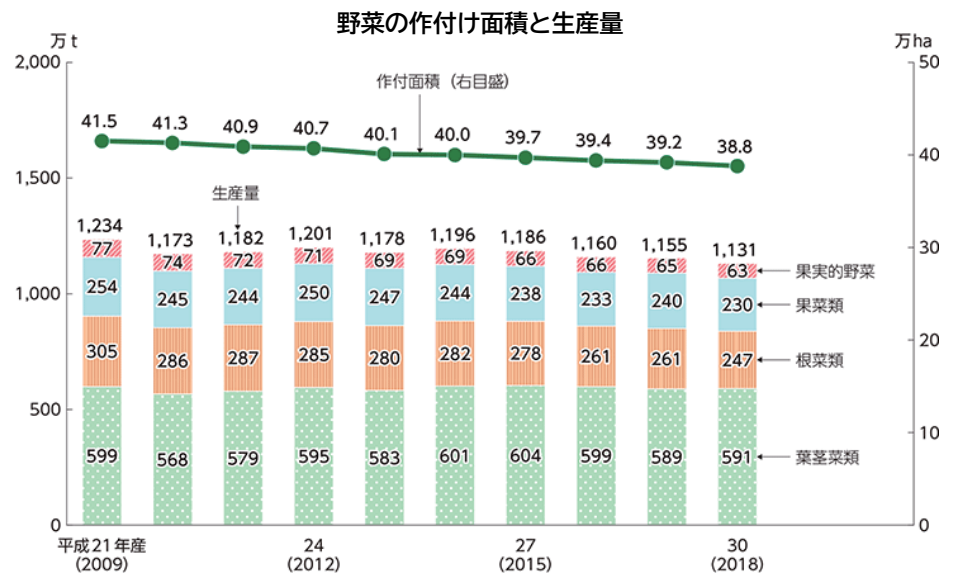
農林水産省では、さらなる生産コスト削減に向けて、直播栽培等の省力栽培技術や多収品種の導入に加え、農業競争力強化支援法\*に基づく生産資材価格の引下げ等による生産資材費の低減、農地中間管理機構による担い手への農地の集積・集約化や農地の大区画化等を推進しています。



資料:農林水産省

(野菜)

野菜の作付面積は、近年緩やかに減少しており、平成30年(2018年)産は前年産に比べ約4,000ha減少の388,000haとなりました。生産量は、近年は天候の影響を受けて増減しているものの、おおむね横ばいで推移しており、平成30年(2018年)産は長雨や低温等の天候不順の影響で、前年産に比べ2.1%減少の11,310,000tとなりました。食の外部化\*が進展する中、加工・業務用への国産野菜での対応を一層進める必要が生じています。



資料:農林水産省「野菜生産出荷統計」、「食料需給表」  
注:1)作付面積は「野菜生産出荷統計」のうち、ばれいしょを除いたもの  
2)生産量は年度の数値。平成30(2018)年度は概算値

\* 農業競争力強化支援法:農業者が自らの努力では対応できない「良質かつ低廉な農業資材の供給」と「農産物流通・加工の合理化」を図るため、農業資材・農産物流通等の事業者の事業再編等を促進するための措置を講ずることなどにより、農業の競争力強化を図るもの

\* 食の外部化:家庭内の調理や食事が、生活スタイルの変化や女性の社会進出により、家庭外に依存する状況をいう

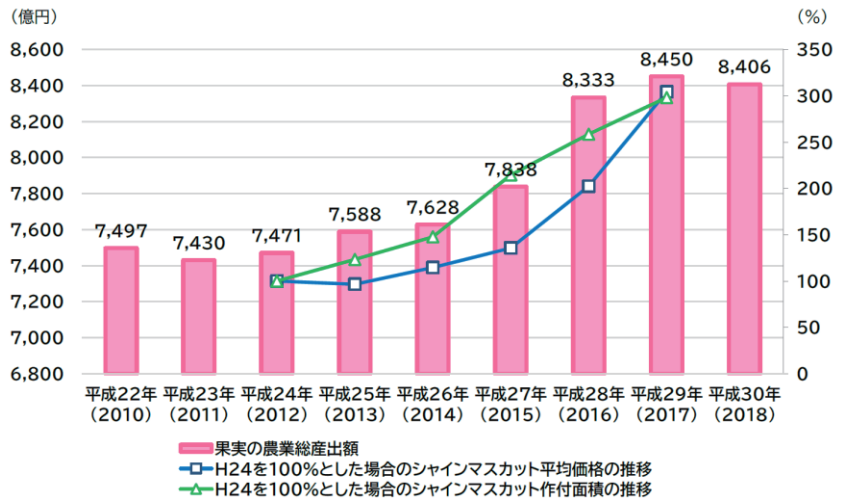


(果実)

果実の産出額は、高単価で取引される優良品目・品種への転換が進展したことにより、増加傾向で推移しており、近年は8,000億円を超え、平成30年(2018年)は、8,406億円となりました。

この要因としては、消費者ニーズに対応した高品質な果実(シャインマスカット等)の栽培が拡大するとともに、価格も上昇したこと等が寄与しているものと考えられます。

果実の農業産出額とシャインマスカットの平均価格・作付面積の推移

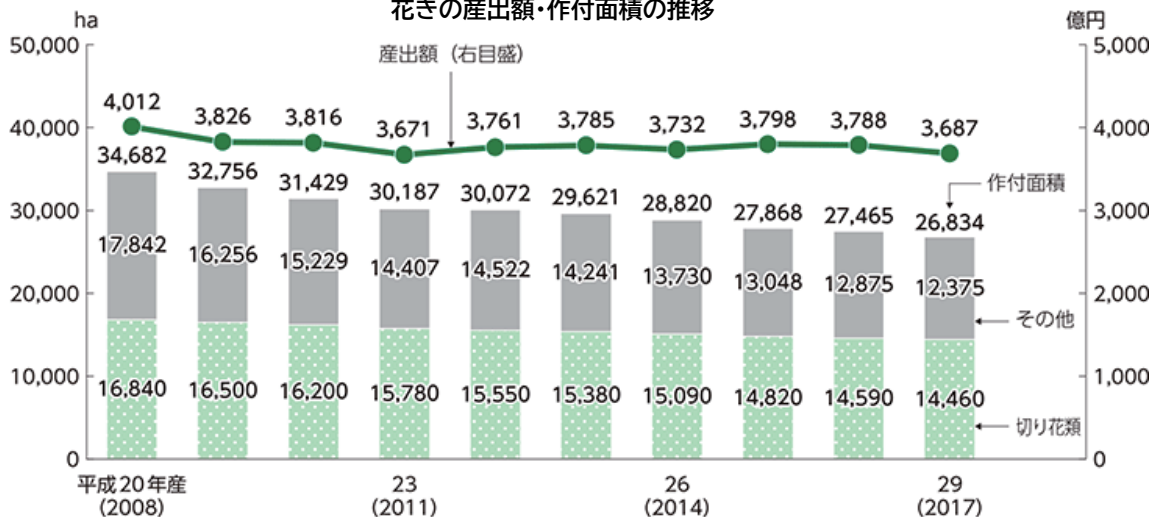


資料:農林水産省「生産農業所得統計」、市場統計情報(月報)、特産果樹生産動態等調査

(花き)

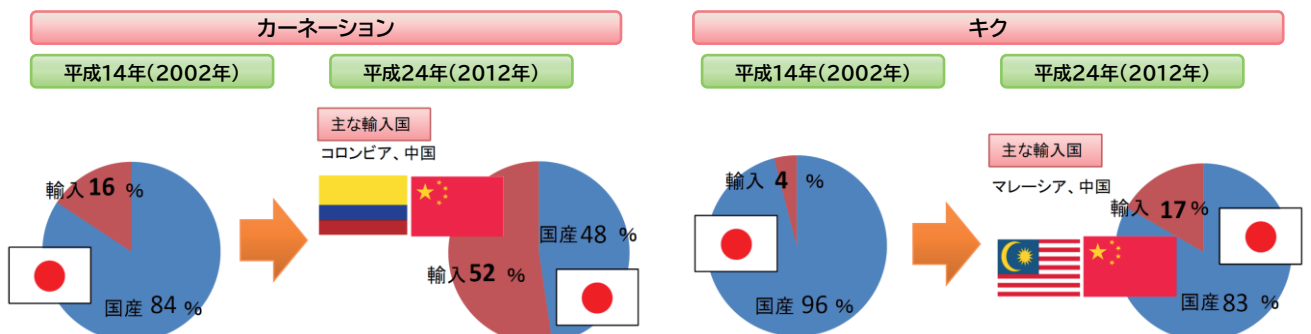
近年、作付面積は減少する一方、産出額は横ばいで推移しています。しかし、カーネーションやキク等の一部の品目では輸入が増加傾向にあります。国産需要を確保していくためには、消費段階における花きの利用実態を把握し、需要に応じた生産・販売へつなげることが重要となります。このため、国産花きの温度管理等による鮮度保持の徹底や作業の機械化等による低コスト化、省力化を進め、輸入花きに対する品質面・価格面での競争力を高める必要があります。

花きの産出額・作付面積の推移



資料:農林水産省「花き生産出荷統計」、「花木等生産状況調査」  
注:その他は、鉢ものの類、花壇用苗ものの類、球根類、花木類、芝、地被植物類の合計

切り花の輸入割合の推移



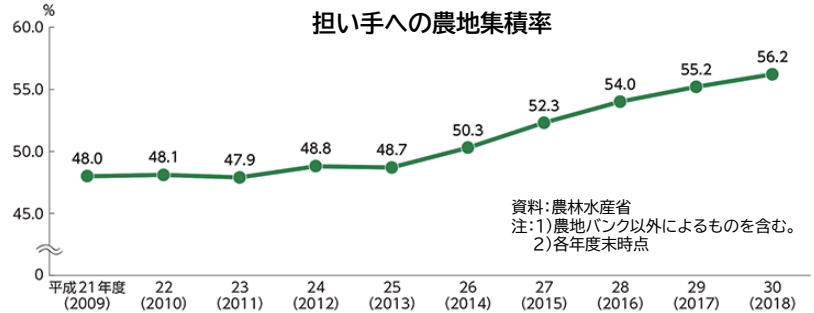
資料:農林水産省「花き生産出荷統計」、「植物検疫統計」

## 2 農地利用について

### ①農地中間管理機構\*の活用等による農地の集積・集約化

平成26年(2014年)に発足した農地中間管理機構は、地域内に分散・錯綜する農地を借り受け、条件整備等を行い、再配分して担い手への集約化を実現する農地中間管理事業を行っています。令和5年度(2023年度)までに担い手(認定農業者等)への農地集積率を8割にする国の目標達成のためには、取り組みを一層加速させていく必要があります。

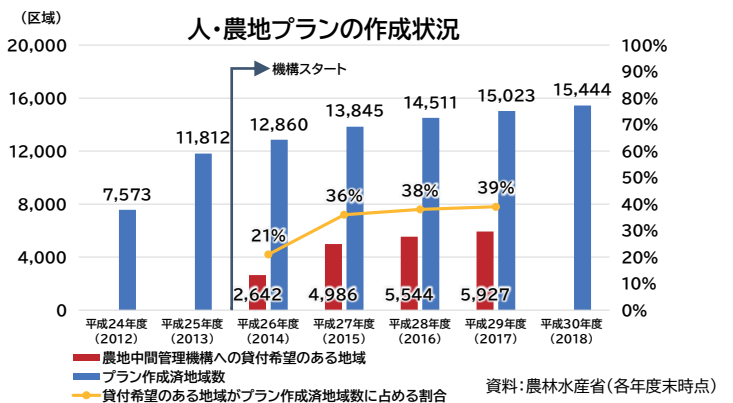
今後の課題は、さらなる地域の話し合いの活性化、事務手続きの簡素化、農地中間管理機構と地域とのつながりの強化、広域認定農業者制度の効果的な運用や新規就農者等のさらなる確保が必要であることなどがあげられています。



### ②人・農地プランの実質化

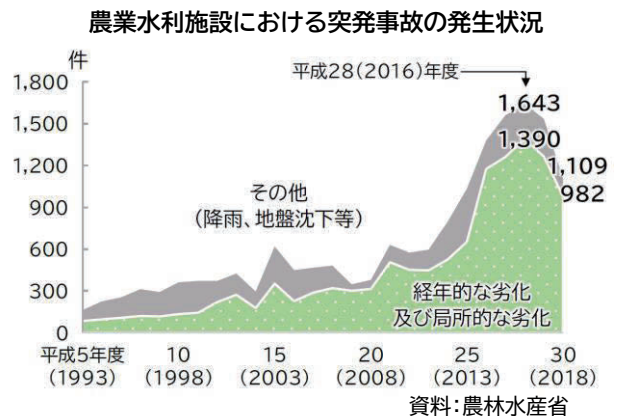
人・農地プランとは、農業者が話し合いに基づき、地域農業における中心経営体、地域における農業の将来のあり方などを明確化し、市町村により公表するもので、平成24年(2012年)に開始され、平成30年度(2018年度)末現在、1,583市町村において、15,444の区域で作成されていますが、この中には、地域の話し合いに基づくものとはいい難いものもありました。

このため、人・農地プランを真に地域の話し合いに基づくものにする観点から、アンケート調査や話し合いを通じて地図による現況把握を行った上で、中心経営体への農地の集約化に関する将来方針を作成することで、人・農地プランの実質化を図ることが求められています。



### ③農業水利施設の長寿命化

農業水利施設は、戦後の高度経済成長期に整備されたものが多く、老朽化が進行しています。平成30年度(2018年度)における経年劣化やその他の原因による農業水利施設の漏水等の突発事故は、ピーク時の平成28年度(2016年度)に比べ534件少ない1,109件となりましたが、それ以前と比べると依然として高い水準となっています。農業水利施設の機能を効率的に保全する取り組みとして、施設の長寿命化とライフサイクルコスト\*の低減を図るストックマネジメント\*が進められています。



\* 農地中間管理機構:農地中間管理事業法に基づいて都道府県知事が指定する機関のこと

農地中間管理機構が、出し手(農地所有者)から借り受けた農地を受け手(耕作者)に貸し付け(転貸)を行う埼玉県では公益社団法人埼玉県農林公社が指定されている

\* ライフサイクルコスト:製品や構造物などの費用を、調達・製造~使用~廃棄の段階をトータルして考えたものをいう

\* スtockマネジメント:機能診断、劣化予測を経て、適切な対策工法のシナリオを策定し、ライフサイクルコストの低減効果が高い保全対策方法の計画を策定する一連の技術体系のこと

### 3 農業従事者について

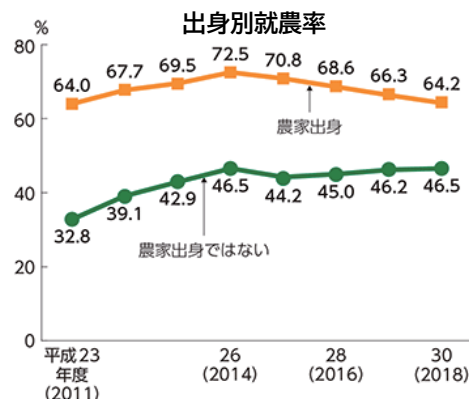
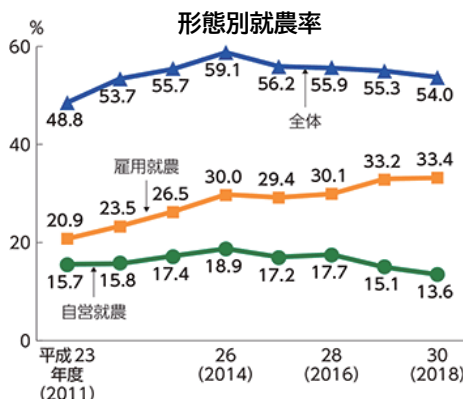
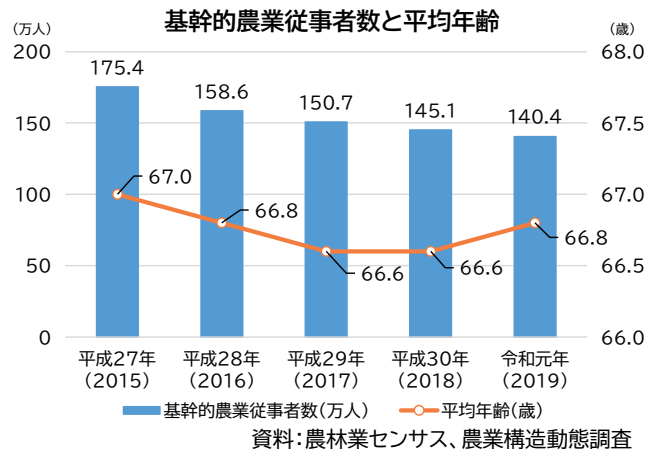
#### ①担い手の育成・確保と人材力の強化

令和元年度(2019年度)の基幹的農業従事者\*は、前年に比べ3.2%減少の140.4万人となっており、年々減少を続けています。また、平均年齢は、近年66歳台で推移しています。

農業の担い手減少が危惧されるなか、作業ピークの異なる産地や業種間等において、各経営体の繁忙期と閑散期を組み合わせ互いに支援し合う

取り組みが各地で始まっています。たとえば、山形県金山町で主に夏から秋にかけて野菜を生産している農業法人が、冬は埼玉県深谷市でキャベツやブロッコリー等の露地野菜を生産している農業法人の作業を受託し、翌年夏には深谷市の農業法人が金山町で作業を受託するといった、季節によって労働力を融通し合う取り組みなどが行われています。このほか、新たに創設された在留資格において、農業が対象となり、外国人材の受入れを目的とした取り組みも進められています。

農業大学の卒業生が将来の地域農業の中心的存在となることが期待される中、雇用就農の割合が、自営就農に比べて大きく伸びています。法人経営体の増加等に伴い農業分野の求人が増加していることを背景に、農家出身ではない学生の雇用による就農が進展していることを示唆しています。また、農業大学校は、農家の子弟が親元就農を前提に学ぶ場から、雇用就農希望者や農家出身ではない者も学ぶ場へとその役割の幅を広げています。



資料:全国農業大学校協議会の資料を基に農林水産省作成  
注:就農者には、一度、他の仕事に就いた後に就農した者は含まない。

#### ②経営所得安定対策・農業保険

経営所得安定対策として、米、麦、大豆等の重要な農産物を生産する担い手(認定農業者等)に対し、経営の安定に資するよう、諸外国との生産条件の格差から生ずる不利を補正する交付金(ゲタ対策)や農業収入の減少が経営に及ぼす影響を緩和するための交付金(ナラシ対策)を交付しています。

平成30年(2018年)4月に改正された農業保険法の下、従来の収量減少への補填に加え、新たな作目の導入や販路の開拓など農業経営全体を対象とした新たなセーフティネットとして、青色申告を行っている農業者を対象に「収入保険」が導入され、平成31年(2019年)1月から運用を開始しました。米、畑作物、野菜、果樹、花き、たばこ、茶、しいたけ、はちみつ等、原則として全ての農産物を対象に、自然災害だけでなく、価格低下など農業経営上のリスクを幅広く補償しています。

\* 基幹的農業従事者:自営農業に主として従事した世帯員のうち、ふだん仕事として主に自営農業に従事している者のこと

## 4 農業及び農地に対する理解の共有・促進について

### ① 都市農業の振興

平成28年(2016年)に策定された都市農業振興基本計画では、「宅地化すべきもの」とされていた都市農地の位置づけを、都市に「あるべきもの」へと大きく転換しました。さらに、都市農地が有効に活用され、都市農業の安定的な継続が図られるための措置を講ずるものとして、平成30年(2018年)9月には、都市農地の貸借の円滑化に関する法律が施行されました。

生産緑地は、指定から30年を経過すると市町村に買取り申出ができ、令和4年(2022年)には当該農地の8割(越谷市では約7割)が指定後30年を迎えます。引き続き農地を保全するため、買取り申出が可能となる生産緑地を市町村が所有者等の同意を得て特定生産緑地に指定すると、生産緑地と同様の扱いが10年間延期される「特定生産緑地制度」が平成30年(2018年)4月に新設されました。

### ② 生物多様性

生物多様性条約第13回締約国会議(COP13,平成28年/2016年)本会議では、「とりわけ農林水産業及び観光業における各種セクターへの生物多様性の保全及び持続可能な利用の組み込み」を主要テーマとして、生物多様性の主流化\*を含む議論がなされました。

国内では、環境に配慮した農業の取り組みによる生物多様性保全効果を評価する新たな手法\*が開発されたほか、遺伝子組換え農作物に関する取り組みや、有機農業や冬期湛水管理等の生物多様性保全に効果の高い営農活動等に対する支援が進められています。

### ③ 農泊の推進

全国的に、農山漁村において伝統的な生活体験と人々との交流を楽しむ農山漁村滞在型旅行である「農泊」が推進され、古民家等を活用した滞在施設や農林漁業体験施設の整備等の支援が進められています。

### ④ SDGsへの対応

持続可能な開発目標(SDGs)は、環境・社会・経済の3つの側面のバランスがとれた社会の実現に向けた17のゴールと、課題ごとに設定された169のターゲット(達成基準)からなる世界共通の目標です。

農業は、食料供給・環境・雇用など多くのゴールと関連しています。今後も農業を持続的に発展させるためには、地域の環境や経済への配慮や貢献が求められています。



SDGsのポスター

\* 生物多様性の主流化:生物多様性の保全と持続可能な利用を、地球規模から身近な市民生活のレベルまで、さまざまな社会経済活動の中に組み込むこと

\* 新たな評価手法として「鳥類に優しい水田がわかる生物多様性の調査・評価マニュアル」(農研機構,平成30年/2018年)、「魚が棲みやすい農業水路を目指して～農業水路の魚類調査・評価マニュアル～」(同)などが公開されている